第3章 服 務

○印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の服務の宣誓に関する条例 昭和47年9月14日 条 例 第 7 号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づき、 職員の服務の宣誓に関し規定することを目的とする。

(職員の服務の宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、管理者又は管理者の定める上級の公務員の面前に おいて、別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはなら ない。

(権限の委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、 管理者が定めることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年9月14日から適用する。

別記様式

宣誓書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的、かつ能率的に運営すべき 責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ、公正に職務を執行することを固く 誓います。

年 月 日

署 名 印